

第9章 市の取組

1. 環境基本計画

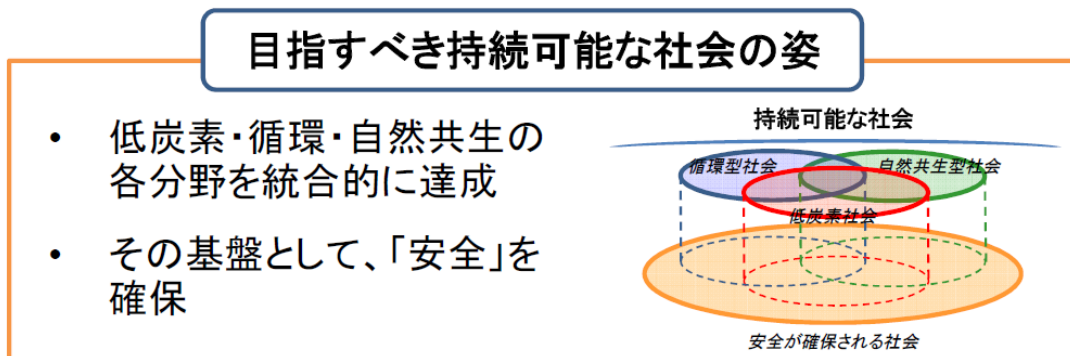
(1) 計画策定の背景

本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、陸海交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ人口が増加してきました。

本市では、平成14年（2002年）3月に宇土市環境基本条例を定め、平成16年（2004年）3月に宇土市環境基本計画を策定しました。平成20年度には本体計画で示される行動例の趣旨はほぼそのままとして、行動例を簡素化・統合し、主体ごとに分割し冊子としてまとめるかたちで内容を見直した実施計画書を策定しました。

また、平成23年（2011年）3月には、「みんなでつくろう 元気な宇土市！」をスローガンとした「第5次宇土市総合計画*」を策定しております。

国においては、平成24年に「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保されている社会としています。県においては、平成23年に第3次熊本県環境基本指針、平成28年に第5次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全で快適な生活環境」の4つが位置付けられています。



出典：第四次環境基本計画の概要（環境省）

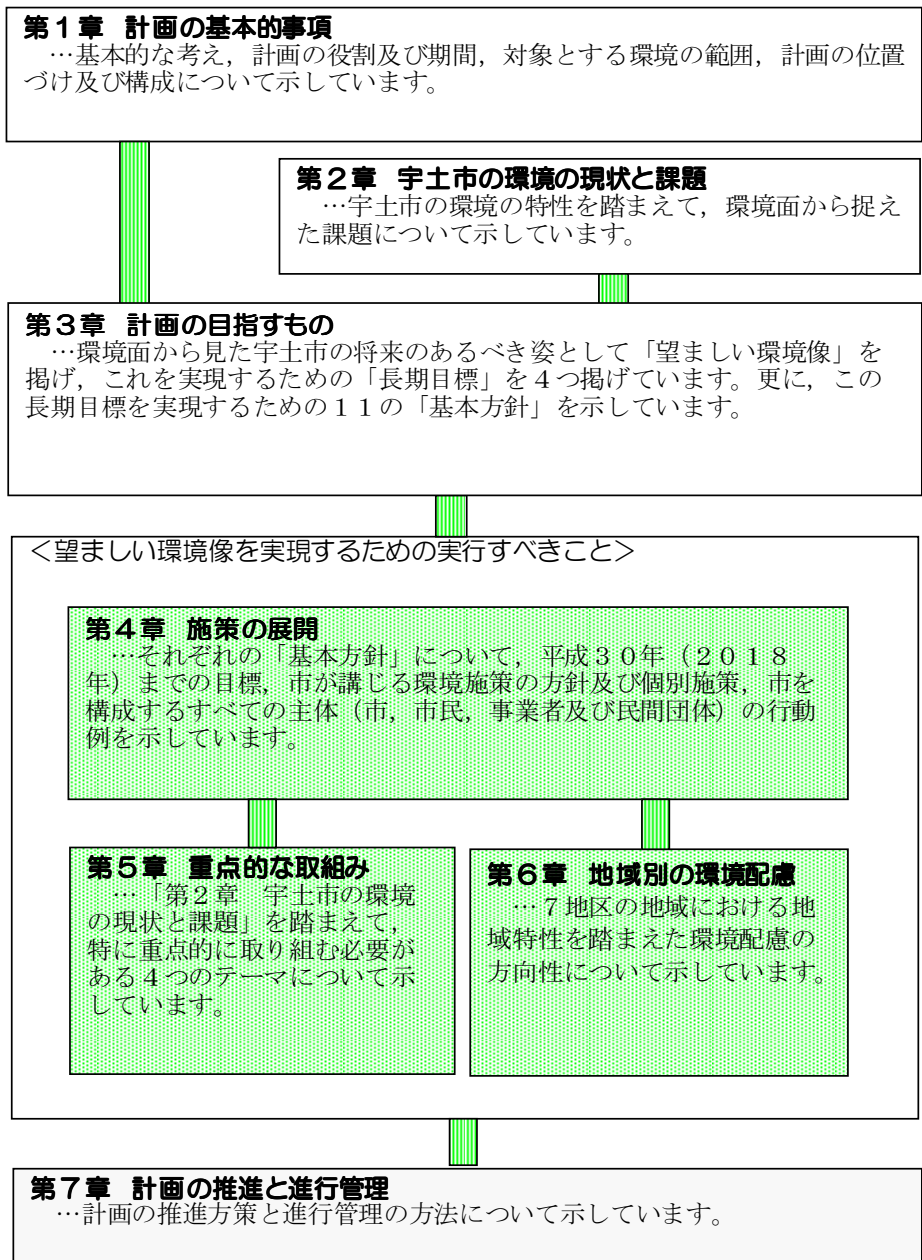
近年、環境を取り巻く状況については、循環型社会への移行、気候変動の問題や再生可能エネルギーへの転換、ハイブリッドカーや電気自動車などエコカーの普及、生物多様性*の問題等めまぐるしく変化しています。

その中で、宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、本市の将来あるべき姿を目指して、総合的な視点から計画的に取り組むを進めていく必要があります。宇土市では、平成26年3月に第2次宇土市環境基本計画を策定しています。

(2) 計画の構成

本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆第2次宇土市環境基本計画の構成

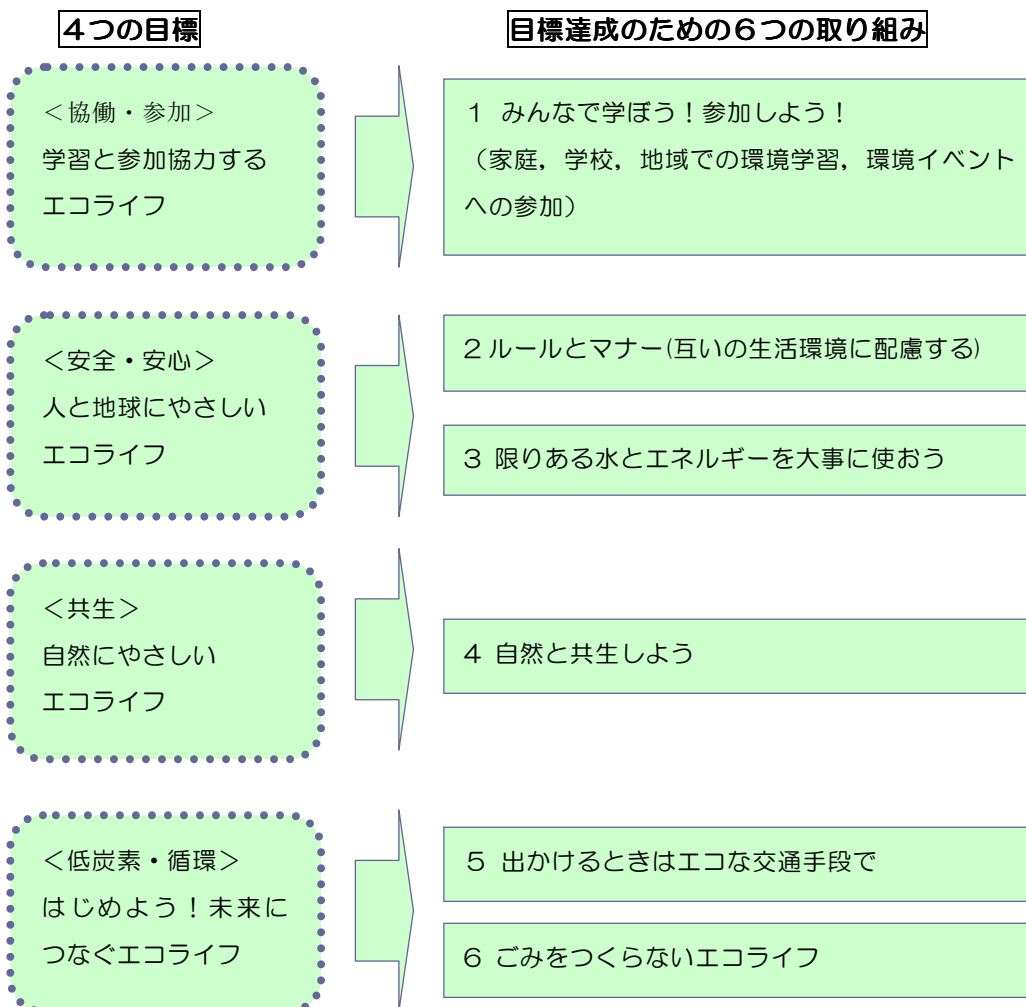


2. エコライフ計画

(1) エコライフ計画

市では、環境にやさしい都市づくりの指針として、「宇土市エコライフ計画」を策定しました。本計画の構成概要は、以下のとおりです。

◆エコライフ計画の構成



3. 宇土市環境審議会

(1) 審議会の概要

宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第44条及び宇土市環境基本条例第19条の規定に基づき設置された合議制の機関であり、地方自治法第138条の4及び第202条の3に規定する執行機関の附属機関に該当します。したがって、審議会の委員の委嘱は市長が行い、審議会は市長の諮問機関として位置付けられています。

附属機関という性格上、審議会が行う答申に法的拘束力はありません。しかし、本市における環境行政の公正性・信頼性を確保するため特に審議会を設けた趣旨から、市長の諮問事案についての答申内容は、十分に尊重する義務があります。

(2) 審議会委員

審議会の委員の構成は宇土市環境基本条例にて以下のとおり規定されています。

1 審議会は、委員5人以内をもって組織する

- 2 委員は、環境に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4. 進行管理

(1) 環境」目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況

①平成29年度環境目的・目標及び環境管理実施計画進捗状況総括表

区 分	達成状況【項目数】	
環境基本計画に沿った環境 施策事務・公共事業	目標達成	101
	目標未達成	19
	現時点で評価できないもの	7
	達成率 101 / 127	79.5%

②平成29年度長期目標別環境基本計画に沿った環境施策進捗状況表

長 期 目 標	総項目数	達成数	未達成数	現時点で評価 できないもの
		H29	H29	H29
「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて	13	11	1	1
「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて	52	45	5	2
「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて	27	17	8	2
「みんなで取り組む資源循環のまち」の実現に向けて	35	28	5	2

※詳細な施策，取組内容等については資料編を参照してください。